

NISHIMURA
& ASAHI

Thought Leadership

2023 年 1 月号

N&A Thought Leadership 刊行に寄せて

執行パートナー 中山 龍太郎

人権・環境・経済安保という通商ルールの新
潮流に企業はいかに向き合うべきか

パートナー 藤井 康次郎

執筆者:

E-mail✉ [藤井 康次郎](#)

N&A Thought Leadership 刊行に寄せて

「歴史の転換点」 — 現在進行形で起きている世界の大きな変化は、もしかしたら後の世でそう呼ばれることになるのかもしれませんが。

デジタル・IT 技術・AI の急速な発展、資本主義の発展がもたらした富の偏在の顕在化、経済活動におけるサステナビリティの重要性の高まり、大国間の緊張関係の激化、そして、突然、世界を脅かしたパンデミック — どの一つをとっても、世界に大きな影響を及ぼし得る大きな変化でありつつ、それが相互に複雑に絡み合いながら、大きなうねりを作り出しています。

世界が大きく動いている、このような時だからこそ、多様な視点での議論と検証が求められています。

西村あさひ法律事務所は、「法の支配を礎とした豊かで公正な社会の実現」を基本使命とする組織です。

今、世界で何が起きていて、それは、何処へ向かっていくのか、あくまで法律家という立ち位置からの見方ではあるものの、これを我々のクライアント、そして、社会に発信していくことが、我々の基本使命の実現につながるのではないかと。

そうした思いを胸に、この度、これまで当事務所で発信してきた個々の法的問題についての Newsletter とは異なる、よりマクロな視点からの当事務所の弁護士の考えを発信する N&A Thought Leadership を刊行することとしました。

この歴史の転換点ともいえる不確実性の時代において、N&A Thought Leadership が、皆様の意思決定にあたって、ささやかながらも標となることを願っております。

執行パートナー 中山 龍太郎

人権・環境・経済安保という通商ルールの新潮流に企業はいかに向き合うべきか 執筆者: [藤井 康次郎](#)

1. 国際通商規制の新潮流

企業活動とは元来効率性を第一に行われるものである。

長年にわたり、WTO 協定や自由貿易協定、経済連携協定といった国際通商ルール、そしてそれを実施する各国の国内法も基本的には企業活動の効率性の追求を促してきた。このような貿易投資の自由化の流れの中で、いわゆる「グローバリゼーション」が進展し、企業のサプライチェーンは経済効率性を求めて世界中に広がった。

しかし、近時の主要国や国際場裏における通商政策および通商規制の傾向は、このような伝統的な動きとは一線を画する。

かかる国際通商ルールの最前線を読み解くキーワードは、「人権」、「環境」、「経済安全保障」である。これらを根拠に、各国政府は、輸入規制、輸出規制、追加関税、データ移転規制、取引制限や審査、サプライチェーンの点検と報告義務等さまざまな規制を導入し、企業は効率的にビジネスを行う上でのバリアや負担に直面しつつある。国際的なビジネス環境は、拡大する通商規制の制約のもとでサプライチェーンの検討を迫られるいわば「窮屈な」世界へと変化しつつある。

2. 新たな通商規制の基層

企業がこれらの新たな規制動向に対応する経営戦略を構築すべく、以下に述べるように、これらの規制に通底する特徴を理解し、俯瞰的な視点を獲得することが有意義である。

①規制の背景における共通性～普遍的価値や地政学的課題への対処に「動員」される企業～

人権、環境および経済安全保障を巡る通商政策および規制の背景においては、主要国の地政学的、外交的、産業政策的な動機、地球規模の問題の解決や普遍的な価値を標榜する市民社会的関心が大きな影響を及ぼし

ている。これらの通商規制は、各国政府がそうした目的を達成するために、企業活動や経済活動を、いわば「梃子（レバレッジ）」として用いる点に共通点がある。人権や環境といった普遍的価値の追求や、経済安全保障といった地政学的課題への対処に向けて、規制を媒介として、企業がいわば「動員」されるようになっているというわけである。その上で、人権、環境、経済安全保障に根ざした一連の規制は、規制を強化する国に所在する企業だけではなく、「競争条件の平等化（イコールフットイング）」の観点から、域外に所在する企業の活動にもいやおうなく影響が及ぶように設計されることになる。したがって、当然のことながら、これらの規制が日本の企業活動に及ぼすインパクトも非常に大きなものとなる。

そして、先に述べた人権、環境および経済安全保障に関する通商政策の背景には、短期間で解消が見込まれない構造的要因が存在し、今後も同様の通商政策が継続および発展する可能性が高い。これらの通商政策および規制は、一過性の「流行」ではなく、中長期的に継続、発展していくいわば不可逆的な「傾向」として捉えるべきである。それゆえ、企業も政府も、これらの規制の生起をやり過ごすことはできず、腰を据えて、その対応に取り組まなくてはならない。

②規制が求める対応における共通性～グローバルサプライチェーン・リスクマネジメント～

また、企業の経済活動という観点からみた際の共通点も重要である。人権、環境および経済安全保障に関するルールに共通して重要となるのは、「グローバルサプライチェーン」に根ざしたリスクマネジメントである。たとえば、人権についていえば、原材料の調達先のサプライチェーンの上流での労働環境等で人権侵害が発生していないか、また、下流については、たとえば、センサー技術等、自社の販売する技術が人権侵害に利用されていないかという観点からのリスク把握が求められる。環境については、典型的には気候変動への影響等の環境負荷の観点やリサイクルの観点から、国境をまたいでサプライチェーンのモニタリングとトレーシングが求められていく様相がある。経済安保という観点からは、地政学的な観点からリスクの高い地域からの調達や販売から、いわゆるフレンドショアリングのコンセプトからも明らかのように自国および友好国からの調達や市場開拓、さらには技術者の雇用の努力が求められる。

このように、これらのルールはいずれも、自社のグローバルサプライチェーンの適切な把握と構築を課題として突きつけるものである。したがって、企業としては、開発、投資、購買、生産、販売、広告（メッセージング）、人事・採用といった重要な企業活動について、地球儀を俯瞰した視点の構築が重要となり、それゆえ、通商ルールへの対応を各部署による取り組みだけに任せるのではなく、一括した視座から、経営課題として取り組むことが求められる。

③ルール形成の仕組みにおける共通性～多様なアクターによる多層的な発展～

さらに、ルール形成の形態についても、着目すべき新たな動向がある。すなわち、人権、環境および経済安全保障に関する通商ルールは、多国間、有志国間または単独のいずれのアプローチによっても、また、ときには非政府アクターも参加する形で、さまざまなフォーラムで「多層的」に、かつ複雑に発展することになると考えられる。企業としては、そのような世界において国際競争力を維持ないし強化するために、かかる多層的なフォーラムにおける議論およびルールの形成を正確に把握し、これを遵守し、さらに自社にとって有益なルールの形成に向けた働きかけを行うことができる体制を整える必要があるといえる。

3. 企業に求められるクリティカルシンキングのあり方

他方、企業や産業界としては、こうした国際通商ルールの新潮流に対して、行き過ぎや便乗が起きないように、ある種の批判的な視座（クリティカルシンキング）も、併せ持つべきであろう。人権や環境、経済安全保障という価値観がハイライトされているからといって、WTO協定をはじめとする長年の通商ルールの知恵、つまり、開かれて、差別のない自由な通商という価値観の重要性が失われたわけではないことに注意すべきである。これら三つの課題がそのまま反自由貿易につながると安直に捉えるのではなく、むしろそうした人権、環境および経済安全保障を重視する潮流の中で、自由貿易体制がどのようにアップデートされていくのかが問われていると捉えるのが適切であろう。したがって、人権、環境および経済安全保障を建前とする恣意的もしくは過剰な自由貿易の制限に対しては、国際ルールに依拠しながらこれを抑止していくこともまた重要となる。

さらに、企業が、人権、環境および経済安全保障を根拠とする規制が次々と導入されることが見込まれる状況下においては、以下の観点からも、自社の利益が不当に損なわれないように、規制の内容や運用を常にそのまま受け入れるのではなく、ときには相手国政府や規制当局に対してその是正を求める姿勢を持つことも必要になる。

たとえば、規制の内容が不明確である場合や規制相互の矛盾抵触がある場合、さらには規制の設計に不備があるために企業に無用な遵守コストが生じる場合には、相手国政府に対して規制内容の明確化、規制間の整合性の確保、規制目的に対する規制手段の合理性の確保等に向けた働きかけを行うべきであろう。同様に、規制の運用が不透明または恣意的である場合、運用側の能力やリソース不足により遅延する場合等には、規制当局に運用の改善を促していくべきと考えられる。

このような場面においては、自社のみでの対応に加えて、業界団体や日本政府との連携が効果的となり得る。かかる観点からは、企業や産業界の政策インプット機能の強化もまた重要となろう。

4. ルールベースの経営戦略が求められる時代へ

このように、人権、環境および経済安全保障を巡るルール形成は、複雑であり、それがもたらす企業活動への影響は深く、長いものとなる。また、サプライチェーン全体を網羅する広範な企業活動のあり方が問われることになる。したがって、企業は、これらをばらばらに捉えるのではなく、包括的に重要経営課題として捉え、羅針盤を得て、的確な情報収集や分析に基づき、ルールを遵守しつつ、主導権を取り、時にはルール形成や是正への参加もいとわず、戦略的に取り組むべきである。効率性ベースだけではなく、ルールベースでの企業活動が一層求められる時代が到来している。

N&A Thought Leadership は、法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。